

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定（福祉指導課）	1
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託（人権・男女共同参画課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
○道路の供用開始（ 〃 ）	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	1
◎県営住宅の家賃等の収納事務の委託（住宅課）	1
◎特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務の委託（ 〃 ）	3
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	3
○換地計画の届出（北川村）（ 〃 ）	3
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	3
高知県公営企業局告示	
◎高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	4
落札公告	
○落札者等の公告（農業イノベーション推進課）	4

## 告 示

### 高知県告示第313号

施術機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐竹 真周	ななこ訪問マッサージ・鍼灸院	香南市野市町大谷410-6	令和3年4月21日
佐竹 百音	ななこ訪問マッサージ・鍼灸院	香南市野市町大谷410-6	令和3年4月21日

### 高知県告示第314号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 高知県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年5月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知本山
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
土佐郡土佐町地藏寺字渡り798番4から土佐郡土佐町榎山字新屋敷311番9まで	前	8.2 72.6	369
	後	8.2 72.6	369

		72.6	
--	--	------	--

### 高知県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年5月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知本山
- 道路の区域

供用開始区間	延 長（メートル）	供用開始年月日
土佐郡土佐町地藏寺字渡り798番4から土佐郡土佐町榎山字新屋敷311番9まで	369	令和3年5月14日

### 高知県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

- 施行者の名称 南国市
- 都市計画事業の種類及び名称 平成23年10月高知県告示第691号高知広域都市計画道路事業（3・3・11号南国駅前線）
- 事業施行期間 平成23年10月21日から令和5年3月31日まで
- 事業地
  - 取用の部分 平成23年10月高知県告示第691号及び平成30年3月高知県告示第283号の事業地のうち、南国市駅前町一丁目及び駅前町二丁目地内において事業地を変更する。
  - 使用の部分 平成23年10月高知県告示第691号及び平成30年3月高知県告示第283号の事業地のうち、南国市駅前町一丁目及び駅前町二丁目地内において事業地を変更する。

### 高知県告示第318号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

- 委託した者の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市九反田4番10-401号  
高知県住宅供給公社
- 委託に係る県営住宅の名称及び位置並びに委託の内容

県営住宅		委託の内容
団地名	位置	
鏡水	高知市上町四丁目	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第20条第1項第3号に掲げる費用（以下この表において「費用」という。）の収納事務
大津	高知市大津	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
若草町	高知市若草町	〃
若草南	高知市若草南町	〃
介良	高知市介良	〃
船岡	高知市神田	〃
小高坂三の丸	高知市平和町	〃
宇治	吾川郡いの町	〃
長浜馬場の西	高知市長浜	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の

		収納事務
柳ノ内	室戸市室津	〃
行当	室戸市元	〃
土佐山田	香美市土佐山田町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
鏡川	高知市鴨部一丁目	〃
潮江	高知市小石木町	〃
船岡南	高知市神田	〃
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町	〃
沖田	高知市朝倉	〃
別所山	香南市赤岡町	〃
日高	高岡郡日高村	〃
元	室戸市元	〃
十津南	高知市十津五丁目	〃
春野	高知市春野町内ノ谷	〃
天神南	安芸郡奈半利町	〃
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木	〃
窪川	高岡郡四万十町	〃
奈半利	安芸郡奈半利町	〃
佐喜浜	室戸市佐喜浜町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務

蒲原	南国市岡豊町蒲原	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
赤岡	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
安芸東	安芸市川北	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
野根	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
横浜	高知市横浜新町二丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野	安芸郡田野町	〃
南国	南国市小籠二丁目	〃
中村	四万十市中村丸の内	〃
桜川	須崎市押岡	〃
吉川	香南市吉川町吉原	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
土佐	土佐市蓮池	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
清水	土佐清水市幸町	〃

赤岡東	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
十市	南国市緑ヶ丘一丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
佐川	高岡郡佐川町	〃
日高東	高岡郡日高村	〃
宿毛	宿毛市平田町	〃
宝永	安芸市宝永町	〃
中村北	四万十市安並	〃
鴨部	高知市鴨部二丁目	〃
奈半利東	安芸郡奈半利町	〃
佐賀	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
本山	長岡郡本山町	〃
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野西	安芸郡田野町	〃
土佐南	土佐市蓮池	〃
吉川西	香南市吉川町吉原	〃
羽根	室戸市羽根町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の

		収納事務
野根第二	安芸郡東洋町	〃
大方	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
菜生	室戸市室戸岬町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
竹島	高知市南竹島町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
朝倉	高知市朝倉本町一丁目	〃
羽根第二	室戸市羽根町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
八反町	高知市八反町二丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
**高知県告示第319号**  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
令和3年5月14日  
高知県知事 濱田 省司

1 委託した者の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市九反田4番10-401号  
高知県住宅供給公社

2 委託に係る特定公共賃貸住宅の名称及び位置並びに委託の内容

特定公共賃貸住宅		委託の内容
団地名	位置	
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区の定款の変更を令和3年4月23日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、北川村から和田日曾裏地区の換地処分を令和3年4月20日に行った旨の届出があった。

令和3年5月14日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合が行う土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 組合の名称  
清水第三土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
土佐清水市天神町11番2号
- 3 設立認可の年月日  
平成2年11月13日
- 4 事業施行期間  
(変更前) 平成2年11月13日から平成35年3月31日まで

- (変更後) 平成2年11月13日から令和10年3月31日まで
- 5 施行地区  
変更なし
- 6 変更認可の年月日  
令和3年4月22日

-----  
公 営 企 業 局 告 示  
-----

## 高知県公営企業局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年5月14日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

所在地	名称	委託期間
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館	令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年5月14日

高知県知事 濱田 省司

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和3年度高知県IOPクラウド構築委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県農業振興部農業イノベーション推進課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年3月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
KCC・KSS・NTTドコモ・ネボン共同企業体 高知市本町四丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額

- 63,214,800円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため